

## 平成26年度 第6回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 平成26年11月18日(火) 午後2時00分～午後2時45分
2. 場 所 宇都宮市教育センター 503・504研修室
3. 協 議
  - ・利用者負担額の設定について
  - (1) 保育料基準額(案)について
  - (2) その他
4. 出席者
  - 【委 員】伊達悦子会長, 岡地和男副会長, 君島道夫委員, 栗田幹晴委員, 釧持幸子委員, 福田清美委員, 佐々木佳子委員, 今井政範委員, 石川英子委員, 國吉真理子委員, 今井恭男委員, 今野哲也委員, 鎌倉三郎委員, 倉益章委員, 坂本保夫委員, 谷越宏美委員, 林昌宏委員
  - 【事 務 局】〔子ども部〕中里次長  
〔子ども未来課〕緒方課長, 篠崎課長補佐, 高橋主任  
〔子ども家庭課〕大久保課長, 館野課長補佐, 大島室長  
〔保育課〕大根田課長, 篠原課長補佐, 高桑係長,  
鈴木主任主事, 渡邊主任主事, 高橋主事  
〔子ども発達センター〕谷田部所長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 1名

発言者	内 容
会長	<p><b>1 開会</b> 会議の公開について決定</p> <p><b>2 議事</b> <b>(1) 保育料基準額 (案) について</b></p> <p>(事務局説明) (教育・保育部会報告)</p> <p>確認事項・質問意見はあるか。</p>
委員	<p>事務局の説明について、2点質問する。</p> <p>1点目は、別紙3の右の表に記載されている、保育料が上がることになる対象者は何人くらいと見込んでいるのか。</p> <p>2点目は、国の定める保育料の基準額を軽減し、市が負担するという説明があったが、具体的に市の負担額は総額でどの程度の金額なのか。</p>
事務局	<p>まず、1点目の保育料が上がる人数は、おおむね250名から300名程度と推計している。また、2点目の保育料全体の軽減額は現在、本市においては2号認定・3号認定となる方の保育料について年間約12億円程度となっており、これに新たに1号認定を含めて軽減をかけた場合の推計が追加で約11億円、合計約23億円程度の軽減額ということで推計をしている。</p>
委員	<p>了解した。子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）となり、教育・保育のサービスが提供された場合の市の軽減に係る負担額も同程度なのか。</p>
事務局	<p>保育・教育サービスにかかる費用については、これは国が定める公定価格で一定の費用が算出されている。新制度においては、たとえば子どもの処遇向上、具体的には3歳児の職員配置が現在20：1（3歳児20名に対して職員1名を配置）のところ、質の向上を図るための15：1で職員を配置した場合においてはその分の費用自体を国の方で上乗せをする形で算出することになっている。しかしながら、質の改善は消費税の増額に関連しているため最終的にはまだ決まっていない。</p>

委員	了解した。
事務局	補足説明だが、先程、1号認定の子どもの保育料を軽減すると約11億ということを説明したが、これはすべての幼稚園が新制度に移行した場合の金額であり、実際には移行調査では幼稚園の4割程度が新制度に移行する意向であるため、その場合の軽減額は約5億円弱と見込んでいる。
会長	他に質問等はあるか。
委員	委員の質問に関連して、幼稚園の場合は保育料・教育費は各幼稚園独自で決めている。現行の保育所の場合は、市が定めている保育料を保護者が市に支払い、保育所に対しては運営費という国が定めた額を市が保育所に支払っているため一定額となっている。新制度に移行後、幼稚園が独自で定める保育料・教育費を引き下げた場合は市の負担が増えるということか。
事務局	新制度に移行する幼稚園の給付の仕組みは、現行の保育所の仕組みと同様の仕組みになる。児童一人当たりの費用は、保護者が幼稚園に支払う保育料と市・県・国が負担する給付費で成り立つこととなり、保育所と同じ仕組みになる。
委員	幼稚園は独自に保育料等を設定できる仕組みではないのか。
事務局	新制度に移行しない幼稚園に関しては、これまでどおりの幼稚園ごとに費用を設定できる仕組みだが、新制度の給付対象施設に移行する幼稚園に関しては現行の保育所と同じような仕組みに変わる。
委員	新制度に移行する幼稚園も、各幼稚園が独自に保育料等を引き下げて設定してもかまわないのか。
事務局	新制度の詳細の説明となるが、新制度に移行し、施設型給付を受ける施設になると、1号、2号、3号認定の保育料は市が保護者の所得に応じた基準額を定め、各施設は市が決めた保育料を保護者から徴収する。幼稚園は施設に直接保育料を納めるが、保育所の場合は現行の仕組みがそのまま続き保育料は市に納める。公定価格という国が定める給付費については市が施設に支払うこととなるが、これは保護者に代わって幼稚園や保育所が給付費を代理受領するという制度である。

事務局	委員の質問については、市が定めた保育料が今までの額より高い額になってしまう時は、経過措置として5年間（平成27年度から31年度まで）は各幼稚園が保育料を低く設定してもよい。国の制度の説明会の中では、その場合はその差額分、例えば21,000円の保育料を20,000円にした場合1,000円は基本的には市が負担するというのではなく、園が差額を負担することになるという説明があった。
会長	他に質問等はあるか。
委員	新制度は、税と社会保障の一体化という見直しの中で消費税財源を子どもや子育て施策に充てるものであるが、消費税10%の引き上げが見送られることによる新制度への影響はないのか。
事務局	国の税収により平成27年度については新制度に係る財源の手当はできる見込みだが、ただし新制度は消費税10%を前提にした制度設計になっている。平成29年度からは10%で想定した額の設定を国が考えていることころであり、今後の国会の中で十分に財源については議論されていくものと考えている。
会長	他に質問等はあるか。
委員	利用者負担の設定については、市が幼稚園・保育所などの施設にも配慮した保育料基準額の案を示したと感じている。しかし、国の方針がなかなか定まらないところも随分あるため、今後5年間、またその先もこの新制度が本当に各施設に合ったものなのか、保護者に合ったものなのか、市でもきちんと見極めていただきたい。国の方向性が固まれば、市も迅速な対応を図ると思っているが、逆に保護者や各施設から様々な意見が出たときにも、市として対応してもらいたい。
事務局	新制度はまさに幼児教育や保育の制度を新しくする制度であることから、十分に制度の運用状況を見ながら、見直しが必要な点があれば毎年の予算編成や「子ども・子育て支援事業計画」の中で見直す予定である。

会長	市がこのような新しい制度で子育て世帯をサポートしていくことについて、十分に市民の理解を得るようなアプローチを考えていただきたい。他に質問等はあるか。
会長	以上で議事を終了する。
	<p><b>3 その他</b></p> <p>(事務局説明)</p>
会長	その他、質問意見はあるか。
委員	以前の会議で質問した、保育所における1歳児の配置基準について、現在の検討状況はいかがか。
事務局	1歳児については成長の幅が大きいということで、今まで3：1と職員を手厚く配置してきたところであり、これまでの実績を十分に踏まえて、現在予算編成の中で検討しているところであり、最終的には3月の議会で予算が正式に決定される。
委員	配置基準によって必要な保育士を確保する必要があり、保育士の確保については、時期によってなかなか見つからない状況であるため、その点も踏まえ検討していただきたい。
	<p><b>4 閉会</b></p>
会長	以上で、第6回宇都宮市子ども・子育て会議を終了する。